

瀬戸内契第 19 号
平成22年5月26日

入札参加資格審査申請者各位
(市内設置の本社・支店・営業所を対象)

瀬戸内市長 武久 顕也
(公印省略)

平成22年度市発注建設工事に係る予定価格等の公表の見直し
及び留意事項について

平素は瀬戸内市の建設行政につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、瀬戸内市では、入札・契約制度改革の一環として、入札の競争性を確保するため、予定価格等の公表について見直すこととなりましたので、お知らせします。

また、建設工事の適正な執行を期するため、市発注建設工事に関する周知・留意事項について、適正に対処されますようご留意ください。

記

1 予定価格等の公表の見直しについて

予定価格について(平成22年6月1日以降の工事について適用)

- ・設計金額が税込2,500万円以上の工事については、予定価格を事後公表とします。なお、設計金額が税込2,500万円未満の工事については、予定価格は事前公表となります。

最低制限価格について(平成22年6月1日以降の工事について適用)

- ・最低制限価格を設定している工事については、最低制限価格を事後公表とします。

2 周知・留意事項

工事請負契約の前金払について

- ・工事請負契約の前金払については、平成22年4月1日から、請負代金額の10分の4以内に変更しています。

制限付一般競争入札の試行について

- ・指名競争入札（市から指名対象者に指名を通知する方法）とは異なり、制限付一般競争入札参加資格者が入札の公告、契約管財課及び市ホームページで閲覧を行ない、参加資格要件を満たし入札参加する場合に、参加申請に基づいて執行する入札です。入札情報は、入札の公告、契約管財課及び市ホームページで閲覧となりますので、日ごろから情報確認をされますよう周知します。

入札参加資格審査申請書の変更届

- ・既に申請済の入札参加資格審査申請書の内容が変更となった場合は、変更事項の内容及び関係添付書類(資格証明等)の写しを添付して、必ず変更届を提出してください。(許可申請、変更・廃業届等、役員・技術者の変更・新規雇用による追加・退職による減員等)
- ・変更届が提出されていない場合、指名停止基準に基づき指名停止となる場合がありますので留意してください。

市内既設置の支店または営業所の指名の取扱い

- ・準市内業者扱いの支店または営業所の指名の取扱いは、市内業者扱いとは指名回数が異なる随意指名とします。

工事施工現場の安全管理の徹底

- ・受注工事現場の安全管理措置が不適切であり公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき、工事関係者に死亡者や負傷者を生じさせたと認められるとき等、指名停止基準に該当する場合は指名停止となりますので、工事施工現場の安全管理措置徹底に留意してください。

現場代理人及び主任技術者等の配置

- ・現場代理人は、請負人の代理人的な役割や職務を担う役割ではありますが資格の有無についての条件はありません。しかし、工事請負契約により現場常駐となるため専任同様に、他の工事現場の現場代理人、主任技術者等いずれも兼務することはできません。
- ・現場代理人は直接的雇用関係にあることを要件とします。(健康保険証等で雇用の確認をします。ただし、3ヶ月以上の雇用までは問いません。)
- ・一人の技術者等が同一工事の現場代理人と主任技術者等を兼務することは可能ですが、兼務した場合は現場常駐となることから、他の工事現場の現場代理人、主任技術者等いずれも兼務することはできません。
- ・請負金額(税込)2,500万円(建築一式工事の場合5,000万円)未満の場合

一人の技術者等が現場代理人と主任技術者を兼務しない場合は、他の工事の主任技術者として兼務することが可能です。

- ・ 請負金額（税込）2,500万円(建築一式工事の場合 5,000万円)以上の場合一人の技術者等が現場代理人と専任を要する工事の主任技術者または監理技術者の兼務は可能です。
- ・ 専任を要する工事の主任技術者または監理技術者は、技術者であることの名札又は腕章等の着用をすることとします。また、主任技術者、監理技術者は、入札執行日以前に直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）雇用関係にあることを、厳正に確認することとします。（資格者証及び健康保険証等で雇用等の確認をします。）

営業所の専任技術者の配置

- ・ 営業所の専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められており、原則として工事現場に配置（技術者や一般作業員としても）することはできません。

【注】特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、当該営業所において営業所専任技術者である者が、当該工事の現場における主任技術者等となった場合についても、「営業所に常勤して専らその職務に従事」しているものとして取扱うこととされています。しかし、これは例外的に承認されることで、十分留意してください。

- ・ 請負金額（税込）2,500万円(建築一式工事の場合 5,000万円)未満の場合専任を要しない工事の主任技術者になることは、特例として可能ですが、現場代理人と兼務することはできません。
- ・ 請負金額（税込）2,500万円(建築一式工事の場合 5,000万円)以上の場合現場代理人及び専任を要する工事の主任技術者または監理技術者にはなりません。

工事外注計画と下請契約の予定額

- ・ 工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられます。監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が3,000万円（建築一式工事の場合 4,500万円）以上となるか否かを的確に把握しておいてください。

下水道工事の推進工事技士の配置

- ・ 下水道工事において推進工事作業中は、推進工事技士の資格を有する者（元請又は下請を問わない）を現場に常駐配置することを要件とします。

入札辞退届の提出

- ・ 指名通知のあった工事において、主任技術者等が不足し適正な配置ができない場合は契約締結ができないので、入札執行日までに入札を辞退する旨の入札辞退届を提出してください。

入札執行時の誓約書の提出

- ・ 誓約書の提出については、既に提出を求めているところですが、入札案件ごとに誓約書を持参し提出願います。また、代理人に委任する場合は委任状を併せて提出願います。

落札決定から契約締結までの期限

- ・ 落札決定の日から、14日以内に契約書を作成し契約締結してください。

問い合わせ先 瀬戸内市役所 総務部 契約管財課 ()0869-22-3906